

避難確保計画

【施設名： 】

年 月 日作成

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3に基づくものであり、洪水等が発生、又は発生するおそれのある場合等（以下、洪水時等）本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全てのものに適用するものとする。

4 防災体制

(1) 防災体制

次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	レベル2大雨注意報発表 洪水注意報発表 氾濫注意水位に到達 氾濫注意情報発表	河川水位の情報収集 気象情報の情報収集 各班への連絡 避難経路の確認	注意体制配備要員 (レベル0) 総括情報班
警戒体制	レベル3大雨警報発表 避難判断水位に到達 氾濫警戒情報発表 警戒レベル3高齢者等避難発令	洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	警戒体制配備要員 (レベル1) 総括情報班 避難誘導班
非常体制	レベル4大雨危険警報発表 氾濫危険水位に到達 氾濫危険情報発表 レベル4避難指示発令	施設内全体の避難誘導	非常体制配備要員 (レベル2) 総括情報班 避難誘導班

(2) 班構成

注意体制配備要員・警戒体制配備要員・非常体制配備要員は別紙1「班構成兼緊急連絡網」のとおり。

5 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

気象情報	☐ 越谷 City メール ☐ 市 HP ☐ 市公式 LINE ☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ インターネット ☐ 市公式 X (旧 Twitter)
洪水予報等 水位到達情報	☐ 緊急速報メール ☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ インターネット
避難情報	☐ 越谷 City メール ☐ 緊急速報メール ☐ 市 HP ☐ 市公式 LINE ☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ インターネット ☐ 市公式 X (旧 Twitter)

(2) 情報伝達

別紙 1「班構成兼緊急連絡網」に基づき電話で関係者に連絡し、館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

6 避難誘導

【屋内避難】

悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合に屋内避難を図るものとする。屋内避難に備えて、備蓄物資を用意する。

(1) 避難場所

屋内避難の際の避難場所は〇〇〇〇とする。

(2) 避難経路

避難経路は「屋内避難経路図」のとおり。

(3) 避難手段

施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（氏名、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理し、利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を別紙 2「対応別避難誘導方法一覧表」に定める。

施設への危険に関すること（浸水被害や気象状況等）を施設利用者等へ伝達する。避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

屋内避難経路図

【屋外避難】

(1)避難場所

屋外避難の際の避難場所は〇〇〇〇〇とする。

(2)避難経路

避難経路は「屋外避難経路図」のとおり。

(3)避難手段

施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（氏名、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理し、利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」に定める。

施設への危険に関すること（浸水被害や土砂災害、気象状況等）を施設利用者等へ伝達する。

避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

屋外避難経路図

7 避難の確保を図るための資機材等の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材や屋内避難の際の物資として使用する資機材は下記のとおり。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ FAX ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池
避難誘導	☐ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり ℓ） ☐ 食料（1人あたり 食分） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障害者	☐ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき ☐ おやつ ☐ おんぶひも
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）
浸水を防ぐための対策	
☐ 土のう ☐ 止水板 ☐ その他（ ）	

8 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

- ①施設や避難経路沿いの洪水や土砂災害のリスクについて、ハザードマップ等を利用して周知する。
- ②防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の周知・教育を行う。
- ③気象情報及び避難に関する情報の種類の周知及び避難の判断基準を教育する。
- ④気象情報及び避難に関する情報をどの様に収集し、伝達するか教育を行う。

(2) 防災訓練の実施

- ①毎年〇月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ②毎年〇月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ③その他、年間の教育及び訓練計画を別紙3「防災教育及び訓練の年間計画作成例」のとおり毎年〇月に作成する。

9 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	備考
市（防災担当）	危機管理室	048-963-9285	
市（担当課）			
消防署			
警察署			
避難誘導等の支援者			
医療機関			

自衛水防組織活動要領（案）

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理者権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表5に掲げる任務とする。

（3）防災センター勤務員（最低限、通信設備を有するものとする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）を考慮した組織編制に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編制に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表5「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、総括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

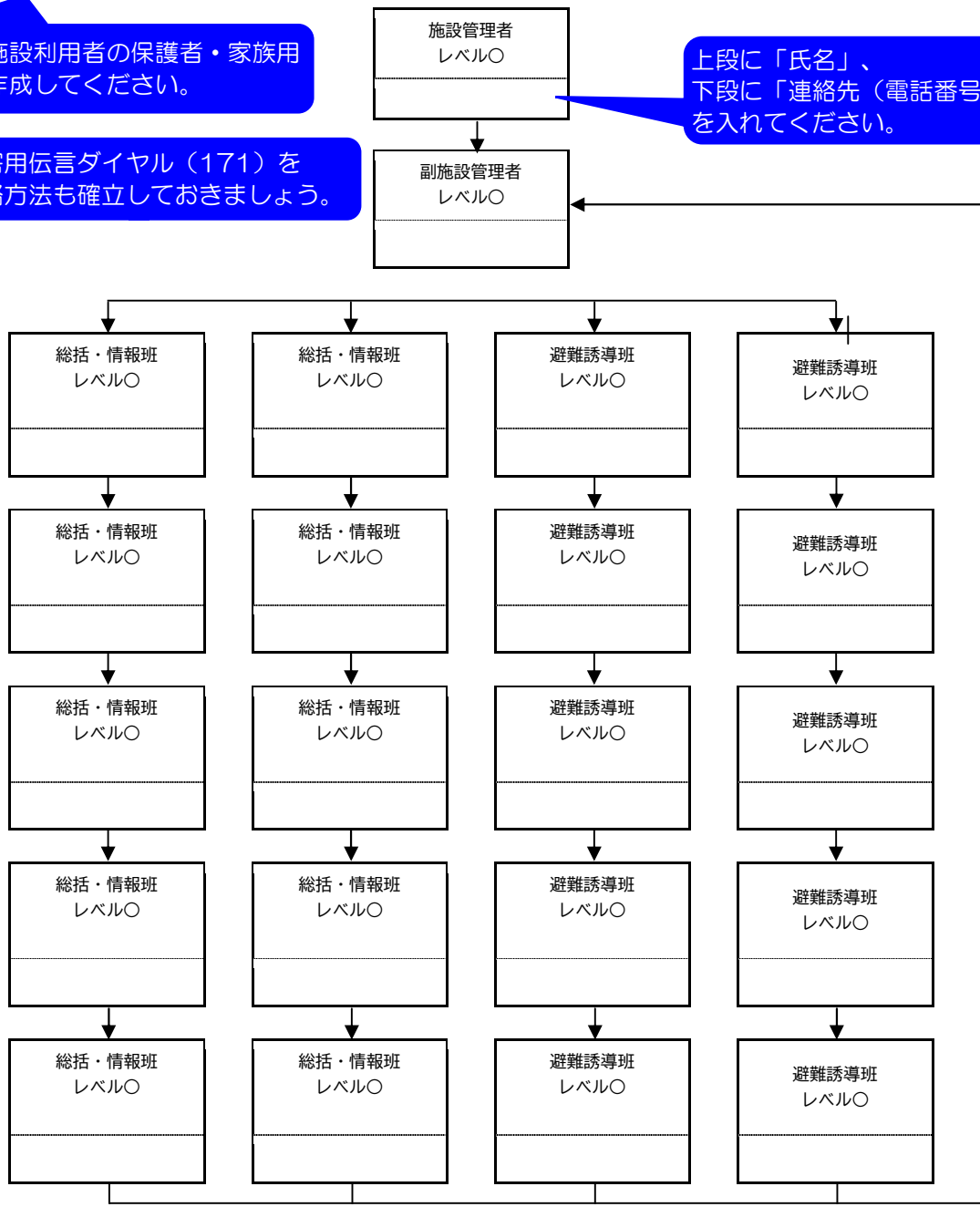
第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

班構成 兼 緊急連絡網

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

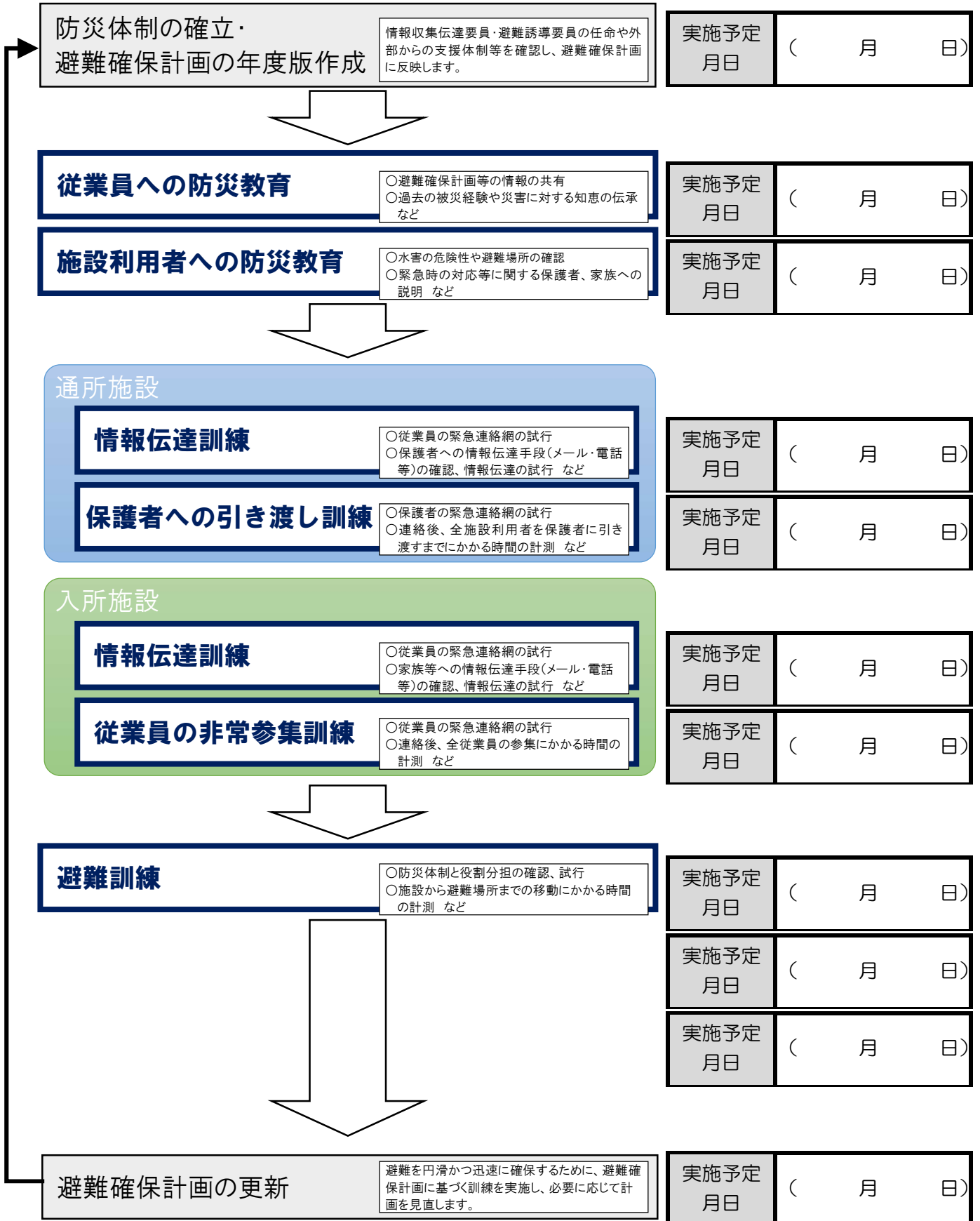
上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



該当番号を記入

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

防災教育及び訓練の年間計画作成例



別紙 4

[illegible]

自衛水防組織の編成と任務

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報 内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

提出時チェックリスト

別紙 6

施設名				
施設の種別				
所在地				
連絡先				
担当者				
チェック項目		施設	越谷市	越谷市
			課	危機管理室
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達				
	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	☐	☐	☐
	避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	☐	☐	☐
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	☐	☐	☐
(イ) 避難誘導				
	避難する先が設定されているか	☐	☐	☐
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	☐	☐	☐
(ウ) 施設の資機材等				
	洪水予報に関する情報等や避難情報を入手するためのFAX等の設備が記載されているか	☐	☐	☐
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な懐中電灯等の備蓄品が記載されているか	☐	☐	☐
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内の滞在に必要な水・食料等の物資が確保されているか	☐	☐	☐
(エ) 教育・訓練				
	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	☐	☐	☐
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ）				
	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	☐	☐	☐

避難確保計画作成（変更）報告書

年 月 日

越谷市長 宛

届 出 者

所 在 地

代表者氏名

水防法第 15 条の 3 に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）したので、報告します。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
施 設 の 種 別		
担 当 者 名		
電 話 番 号		
情 報 提 供 希 望 方 法 ※施設への情報提供方法について現在検討中のため、希望する方法を記入してください	F A X ・ メール	F A X 番号又はメール送付先：
自 衛 水 防 組 織 の 有 無	有	無
そ の 他		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 施設の名称、所在地及び施設の種別は「越谷市地域防災計画」に定められたものを記載すること。また、複数施設が合同で提出する場合、それぞれを併記すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 複数の計画を提出する場合、本報告書も同じ枚数提出すること。

避難確保計画に基づく訓練実施結果報告書

年 月 日

越谷市長 宛

届 出 者

所 在 地

代表者氏名

水防法第15条の3に基づき、避難確保計画に定める訓練を、下記のとおり実施したので報告します。

実 施 施 設	
実 施 施 設 所 在 地	
実 施 施 設 種 別	
実 施 日	
実 施 場 所	
参 加 人 数	
訓 練 内 容	
担 当 者	
電 話 番 号	
所 見	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 施設の名称、所在地及び施設の種別は「越谷市地域防災計画」に定められたものを記載すること。また、複数施設が合同で提出する場合、それぞれを併記すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。